



福島県の職員（一般職員、教員、警察官など）の給与についてお知らせします。

### 1 人件費（平成24年度普通会計決算）

歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
千円	千円	千円	16.7%
1,577,312,040	5,951,968	264,167,191	(前年度 12.4%)

※人件費には、特別職に支給される報酬なども含まれています。  
 〈参考〉一般職に属する職員数：平成25年4月1日現在 26,886人  
 （平成24年4月1日現在 27,071人）

### 2 初任給月額および平均年齢並びに平均給料月額

区分	初任給		平均年齢	平均給料月額
	学歴区分	給料月額		
一般行政職員	大学卒	181,800円	43.2歳	338,300円
	高校卒	146,900円		
警察官	大学卒	208,000円	38.6歳	324,000円
	高校卒	167,500円		
高等学校教員	大学卒	203,100円	44.0歳	395,500円
小・中学校教員	大学卒	203,100円	47.0歳	406,100円

※平均給料月額については、平成25年4月1日現在の給与減額措置（以下、「給与カット」という。）後の額（管理職は5%を給料月額から減じた額）を記載しています。なお、平成25年7月1日から平成26年1月31日までの間、職位に応じて、給料月額の4.77%～9.77%の給与カットを行っています。

### 4 特別職の報酬等

給料月額		議員報酬月額	
知事	1,056,000円 (1,320,000円)	議長	909,000円 (1,010,000円)
副知事	875,500円 (1,030,000円)	副議長	810,000円 (900,000円)
		議員	747,000円 (830,000円)

期末手当／年間 2.90月分を2回に分けて支給。  
 ※1 知事・副知事の給料については、給料のそれぞれ20%、15%、議長・副議長・議員の議員報酬については、議員報酬の10%の給与カット後の額を記載しています。  
 ※2 給料（議員報酬）月額の（ ）書きは、上記の給与カット前の額を記載しています。

### 3 一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	合計
標準的な職務	主事 技師	主事 技師	主査 副主査	主任主査 主査	副課長 主任主査	本庁課長 主幹	本庁次長 本庁課長	本庁次長	本庁部長	本庁部長	
職員数	767人	354人	953人	2,307人	756人	822人	148人	56人	32人	2人	6,197人
構成比	12.4%	5.7%	15.4%	37.2%	12.2%	13.3%	2.4%	0.9%	0.5%	0.0%	100.0%

※代表的な職種である一般行政職員に適用されている級別標準職務とその職員数および構成比の状況です。

※ここに用いている数値は、平成25年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」などを基にしたものです。

問 県庁人事課 ☎024(521)7035 詳しくは、ホームページをご覧ください。 **平成25年福島県人事の運営等**

### 3 職員手当

職員には、国に準じて次のような手当が支給されています。

#### 毎月支給される手当

扶養手当	扶養親族をもつ職員に対して支給。
地域手当	県外の特定地域に勤務する職員および採用が困難な医師に対して支給。
住居手当	借家に住住し家賃を負担している職員に対して支給。
通勤手当	使用する交通機関所要額および交通用具使用距離に応じて支給。
単身赴任手当	単身赴任となる職員に対して支給。

#### 勤務実績によって支給される手当

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給。
特殊勤務手当	危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に対して支給。

#### その他

期末・勤奨手当	年間3.90月分を2回に分けて支給。職制上の段階、職務の級による加算措置あり。
退職手当	退職者に対して支給。

#### 【支給率】平成25年4月1日現在

退職事由	自己都合	定年・勤奨	平均支給額
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	23,403千円
勤続25年	32.83月分	38.955月分	
勤続35年	46.55月分	55.86月分	
最高限度	55.86月分	55.86月分	

※定年前早期退職者に対する加算措置があります。(2～20%)

## 主な震災関連相談窓口一覧

福島県 相談窓口一覧

原子力災害	放射線に関する問い合わせ	電話相談窓口 月～金曜日：午前8時30分～午後8時 土日祝日：午前8時30分～午後6時	☎0120(988)359 フリーダイヤル
	原子力損害賠償などに関する問い合わせ	電話相談窓口 月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く) ※毎週水曜日午後1時～5時は弁護士による電話法律相談を実施 巡回法律相談 県内7学部において弁護士による無料の対面相談を実施(予約制)	☎024(523)1501
生活	県内の仮設住宅への入居や、被災住宅の支援に関して	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル 月～金曜日：午前9時～午後5時(祝日を除く)	☎024(521)7698
	県内外に避難した人の相談窓口	県庁避難者支援課 または 避難元(先)の自治体 月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)	☎024(523)4157
健康	県民健康管理調査の実施に関する問い合わせ	県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 月～金曜日：午前9時～午後5時(祝日を除く)	☎024(549)5130
その他	県政に関する総合相談窓口 (相談窓口がわからない場合はこちらから)	県庁県民広聴室 県政相談コーナー 月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～午後4時(祝日を除く) このほか各地方振興局にも県政相談コーナーがあります。	☎0120(899)721 フリーダイヤル ☎024(521)7017